平成３０年（フ）第１９３号
愛知県日進市浅田平子２丁目286番地　ラ・キャッスル和合102
破産者　稲田　　隆
1　決定年月日　平成30年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第２２４号
名古屋市港区木場町２番地の56　スペリアシティ名南アネックスⅠ　817号、従前の住所名古屋市熱田区四番２丁目１番15号　福洋マンションＳＥ３号
破産者　Ｂａｂｙ　Ｌｅａｆこと　榊原　未来
1　決定年月日　平成30年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第２６５号
愛知県あま市甚目寺松山23番地、従前の住所名古屋市中区千代田３丁目32番８号　アーバンラフレ鶴舞公園１棟603号
破産者　丹羽　福子
1　決定年月日　平成30年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２３号
京都府福知山市字猪崎1193番地
破産者　江崎　真紀
1　決定年月日　平成30年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２８年（フ）第１１７８号
奈良県香芝市逢坂７丁目204番地５　クリスタルコートＥＬＬＥ　Ｃ102号、開始決定時の住所奈良県香芝市逢坂７丁目204番地５　クリスタルコートＥＬＬＥ　Ｃ―202号
破産者　矢野　勝悟
法定代理人成年後見人　村川久美子
1　決定年月日　平成30年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３３０８号
大阪市都島区中野町５丁目14番４―405号、開始決定時大阪市鶴見区鶴見３丁目12番10―304号
破産者　芝軒　　隆
1　決定年月日　平成30年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１３６号
神戸市垂水区塩屋町３丁目20番15号　ハイツユキ104号
破産者　山崎　玲子
1　決定年月日　平成30年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２４号
兵庫県伊丹市荻野７丁目15番地マトック荻野401号
破産者　田中　　力
1　決定年月日　平成30年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第１６４号
奈良市肘塚町16番地の５　レイセニット奈良グラン・ヴェルジェ607号
破産者　中村　好宏
1　決定年月日　平成30年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成３０年（フ）第４０号
奈良県生駒市山崎町５番７―101号
破産者　辻野　久榮
1　決定年月日　平成30年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成３０年（フ）第１１９号
北九州市八幡西区大浦１丁目３番13号
破産者　柴田　裕二
1　決定年月日　平成30年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第１２０号
北九州市八幡西区大浦１丁目３番13号
破産者　柴田　絹代
1　決定年月日　平成30年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第２５号
鹿児島県肝属郡肝付町新富96番地８
破産者　ヘアーサロンますやまこと　益山　智浩
1　決定年月日　平成30年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成３０年（フ）第２６号
鹿児島県肝属郡肝付町新富96番地８
破産者　益山　勝美
1　決定年月日　平成30年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成３０年（フ）第２９号
北海道苫小牧市三光町５丁目９番３号
破産者　小山　沙織
1　決定年月日　平成30年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２９年（フ）第２１０号
盛岡市永井20―24―12　コーポ兼平111、住民票上の住所岩手県奥州市水沢区字桜屋敷87番地30
破産者　志田久美子
1　決定年月日　平成30年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成３０年（フ）第１１号
岩手県下閉伊郡岩泉町門字町63番地８、旧住所千葉市中央区新町21番地１　ＢＥＬＬＡＧＩＯ―Ⅱ707号
破産者　皆川　　大
1　決定年月日　平成30年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部